# 四国航空株式会社 一般事業主行動計画

従業員の仕事と子育てを両立することを支援し、また女性従業員の職業と家庭生活の両立を支援し、雇用環境を整備することにおいて、より能力を発揮できるために、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

# 2. 内 容

目標 1 (次世代法): 関連法 (育児・介護休業法、雇用保険法など) の 諸制度を全従業員に周知する

#### (対策)

- ・ 2025 年 4 月~ 「育児・介護作業法」「雇用保険法」など関連 法に基づく制度の情報収集
- 2026 年 1 月~ 制度に関するパンフレットの作成し、社内イントラネットでの配信

### 目標 2 (次世代法): 年次有給休暇付与日数の拡充を行う

## (対策)

- 2025年4月~ グループ会社などの情報収集
- ・ 2025年6月~ 労使協議にて有給休暇付与日数の検討
- ・ 2025年8月~ 労使協定の締結、就業規則改定の準備
- · 2025年10月~制度の導入、社内イントラネットでの配信

### 目標3(女性活躍推進法):女性従業員の勤続年数を9年以上にする

#### (対策)

- ・ 2025 年 4 月~ 女性従業員を対象とした面談 (懇談会) を実施 し、業務内容などを意見交換
- · 2025年9月~ 出された意見を基に分析
- ・ 2025年10月~ 女性監督職を中心に外部研修への参加
- ・ 2026年4月~ 検討内容について全社大での取り組み

以上